



2021年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2022年1月23日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月4日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。

また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、またはスマートフォン向けページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

無断転載・複製禁止

----- 解答にあたっての注意 -----

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮
しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、
数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できる
よう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（53歳）は、妻Bさん（55歳）および母Cさん（77歳）との3人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。

Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付について知りたいと思っている。

また、Aさんは、母Cさんが将来、介護が必要な状態となることを心配しており、介護休業を取得した場合の雇用保険からの給付についても知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

< Aさんとその家族に関する資料 >

(1) Aさん（1968年7月10日生まれ・会社員）

・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

20歳から大学生であった期間（33月）は国民年金に任意加入していない。

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	60歳
国民年金 未加入期間（33月）	厚生年金保険	
	144月	303月
	（2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円）	（2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円）

(2) 妻Bさん（1966年6月15日生まれ・専業主婦）

・公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの12年間（144月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 母Cさん（1944年10月11日生まれ）

・後期高齢者医療制度の被保険者である。

※妻Bさんおよび母Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2021年度価額）を計算した次の＜計算の手順＞の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜計算の手順＞

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）
（ ① ）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
（ ② ）円
 - (2) 経過的加算額（円未満四捨五入）
（ ③ ）円
 - (3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）
□□□円
 - (4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - (5) 老齢厚生年金の年金額
（ ④ ）円

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$780,900円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003年3月以前の被保険者期間の月数$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003年4月以後の被保険者期間の月数$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,628円×被保険者期間の月数

$$-780,900円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{480}$$

iii) 加給年金額＝390,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「1966年6月生まれの妻Bさんは、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の支給はなく、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」
- ② 「妻Bさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額には、振替加算額が加算されます」
- ③ 「国民年金の第3号被保険者であった期間は、合算対象期間として老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の介護休業給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「介護休業給付金は、Aさんのような雇用保険の一般被保険者が、配偶者や父母などの対象家族に係る所定の介護休業を取得し、かつ、介護休業開始日前2年間にみなし被保険者期間が通算して（ ① ）以上ある場合に支給されます。なお、介護休業給付金の支給対象となる介護休業は、支給単位期間における就業日数が10日以下であるものに限られます。

また、被保険者が同一の対象家族について介護休業を分割して取得する場合、介護休業を開始した日から通算して93日を限度に（ ② ）までに限り支給されます。

介護休業給付金の額は、介護休業期間中に事業主から賃金の支払がない場合、支給単位期間当たり『休業開始時賃金日額×支給日数×（ ③ ）』の算式で算出されます。事業主から賃金の支払がある場合は、その支給単位期間における介護休業給付金は、賃金の額が『休業開始時賃金日額×支給日数』の13%相当額超80%相当額未満であるときは減額支給となり、80%相当額以上であるときは支給されません」

〈語句群〉

イ. 3カ月 ロ. 6カ月 ハ. 12カ月 ニ. 3回 ホ. 4回
ヘ. 5回 ト. 50% チ. 67% リ. 75%

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（57歳）は、妻Bさん（54歳）との2人暮らしである。Aさんは、現在、X生命保険の定期保険特約付終身保険に加入している。Aさんは、介護や認知症に対する保障を充実させたいと思っていたところ、Y生命保険の営業担当者から下記の生命保険を提案され加入を検討しているが、月々の保険料負担が大きくなることを不安に思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けたY生命保険の生命保険に関する資料＞

保険の種類 : 5年ごと配当付介護終身保険
月払保険料 : 7,800円（保険料払込期間：終身払込）
契約者（＝保険料負担者）・被保険者・受取人 : Aさん
指定代理請求人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
介護終身保険（注1・注3）	介護一時金 300万円	終身
認知症一時金特約（注2・注3）	認知症一時金 200万円	終身
指定代理請求特約	—	—

（注1）公的介護保険制度の要介護2以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に支払われる（死亡保険金の支払はない）。

（注2）公的介護保険制度の要介護1以上と認定され、かつ、医師に器質性認知症と診断確定された場合に支払われる（死亡保険金の支払はない）。

（注3）介護および認知症に関する電話相談サービスや給付金請求時の診断書取得を代行するサービス等が付帯されている。

＜Aさんが現在加入しているX生命保険の生命保険に関する資料＞

保険の種類：定期保険特約付終身保険（65歳払込満了）
契約年月日：2005年10月1日／月払保険料：13,100円
契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん／死亡保険金受取人：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	2,000万円	10年
入院特約	1日目から日額10,000円	10年
生活習慣病入院特約	1日目から日額5,000円	10年

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、公的介護保険（以下、「介護保険」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「介護保険の被保険者は、（ ① ）歳以上の第1号被保険者と40歳以上（ ① ）歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者に区分されます。介護保険の被保険者が保険給付を受けるためには、（ ② ）から要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。

介護保険の保険給付を受ける被保険者は、原則として、費用（食費、居住費等を除く）の1割を負担することになります。ただし、第1号被保険者のうち、一定額以上の所得を有する者については、自己負担割合が2割または3割となります。第1号被保険者本人の合計所得金額が（ ③ ）万円以上、かつ、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が一定額以上の場合、自己負担割合は3割となります。

第2号被保険者に係る介護保険料は、各医療保険者がそれぞれの医療保険各法に基づいて、賦課・徴収します。他方、第1号被保険者に係る介護保険料は、被保険者が公的年金制度から年額（ ④ ）万円以上の年金を受給している場合には、原則として公的年金から特別徴収されます」

〈語句群〉

イ. 15 ロ. 18 ハ. 20 ニ. 60 ホ. 65 ヘ. 70 ト. 160
チ. 220 リ. 340 ヌ. 都道府県 ル. 市町村（特別区を含む）

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「現在加入している定期保険特約の保険金額を減額し、提案を受けた生命保険に加入することも検討事項の1つです。現時点でのAさんの必要保障額を算出し、適正な死亡保険金額を把握することから保障内容の見直しを始めてください」
- ② 「現在加入している生命保険を契約転換して、X生命保険が取り扱っている介護保険・認知症保険等に参加する方法もあります。転換後契約の保険料は転換前契約の加入時の年齢により算出されるため、新規に参加する場合と比較し、保険料負担を抑えることができます」
- ③ 「認知症保険に係る保険料は、保険金額が同額であれば、被保険者の年齢に関係なく、同一となります。今回は提案を受けた生命保険への加入を見送り、終身保険の保険料払込満了後に加入することも検討事項の1つです」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容および課税関係について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「指定代理請求特約は、介護一時金や認知症一時金について、Aさんが請求できない所定の事情がある場合に、指定代理請求人である妻BさんがAさんに代わって、成年後見制度を利用することなく、当該一時金を代理請求することができる特約です」
- ② 「妻BさんがAさんに代わって認知症一時金を受け取った場合、当該一時金は一時所得の収入金額として所得税の課税対象となります」
- ③ 「最近では、軽度認知障害（MCI）を保障の対象とする保険商品も販売されています。X生命保険やY生命保険以外の生命保険会社が取り扱う介護保険・認知症保険の保障内容や支払基準も確認したうえで、加入の可否を検討することをお勧めします」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（71歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、今限りで専務取締役の長男Bさん（47歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。X社は、現在、下記の＜資料1＞の生命保険に加入している。

また、長男Bさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから、事業保障資金の確保を目的とした下記の＜資料2＞の生命保険の提案を受け、加入を検討している。

＜資料1＞ X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	： 5年ごと利差配当付長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	： 2002年4月1日
契約者（＝保険料負担者）	： X社
被保険者	： Aさん
死亡保険金受取人	： X社
保険期間・保険料払込期間	： 95歳満了
死亡・高度障害保険金額	： 1億円
年払保険料	： 300万円
現時点の解約返戻金額	： 4,800万円
現時点の払込保険料累計額	： 6,000万円
※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	

＜資料2＞長男Bさんが提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	： 無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	： X社
被保険者	： 長男Bさん
死亡保険金受取人	： X社
保険期間・保険料払込期間	： 95歳満了
死亡・高度障害保険金額	： 1億円
年払保険料	： 180万円
最高解約返戻率	： 83%

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を34年3カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料1〉の長期平準定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「当該生命保険を現時点で解約した場合、X社が受け取る解約返戻金は、Aさんに支給する役員退職金の原資として活用することができます」
- ② 「当該生命保険を現時点で解約した場合、X社はそれまで資産計上していた前払保険料3,000万円を取り崩して、解約返戻金4,800万円との差額1,800万円を雑損失として経理処理します」
- ③ 「当該生命保険を現時点で払済終身保険に変更した場合、変更した事業年度において雑損失が計上されます。したがって、変更した事業年度の利益を減少させる効果があります」

《問9》 Mさんは、長男Bさんに対して、＜資料2＞の定期保険の支払保険料の経理処理について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「法人を契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人とし、役員または従業員を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険で、最高解約返戻率が（①）%を超えるものの支払保険料の経理処理については、最高解約返戻率が『（①）%超70%以下』『70%超（②）%以下』『（②）%超』である場合の3つの区分に応じて取り扱います。

＜資料2＞の定期保険の最高解約返戻率は『70%超（②）%以下』であるため、保険期間開始日から保険期間の（③）割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の（④）%相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します。（③）割に相当する期間経過後は、当期分支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の7.5割に相当する期間経過後から保険期間終了日までにおいて均等に取り崩し、損金の額に算入します」

〈数値群〉

イ. 4	ロ. 5	ハ. 6	ニ. 30	ホ. 40	ヘ. 50	ト. 60
チ. 75	リ. 85	ヌ. 90	ル. 105			

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長女Cさんとの3人家族である。Aさんは、2021年中に一時払養老保険（10年満期）の満期保険金320万円および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金520万円を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん（50歳）： 会社員
妻Bさん（50歳）： 専業主婦。2021年中の収入はない。
長女Cさん（24歳）： 大学院生。2021年中の収入はない。

＜Aさんの2021年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額： 900万円
(2) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金
契約年月： 2011年5月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
満期保険金受取人： Aさん
満期保険金額： 320万円
正味払込保険料： 300万円
(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
契約年月： 2012年6月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 520万円
正味払込保険料： 400万円

＜Aさんが2021年中に支払った生命保険の保険料に関する資料＞

保険の種類： 終身医療保険（死亡保障なし）
契約年月： 2021年4月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
年間正味払込保険料： 85,000円（全額が介護医療保険料控除の対象）

※妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2021年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2021年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「一時払養老保険は金融類似商品に該当するため、Aさんが受け取った満期保険金に係る保険差益は源泉分離課税の対象となります」
- ② 「Aさんの場合、総所得金額に算入される一時所得の金額が20万円を超えるため、所得税の確定申告をしなければなりません」
- ③ 「Aさんは、給与収入の金額が850万円を超え、かつ、扶養親族を有しているため、総所得金額の計算上、所得金額調整控除として、給与収入の金額から850万円を控除した金額の10%相当額を給与所得の金額から控除します」

《問11》 Aさんの2021年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「Aさんの合計所得金額は（ ① ）万円以下であるため、Aさんは38万円の配偶者控除の適用を受けることができます。仮に、Aさんの合計所得金額が（ ① ）万円を超えると、配偶者控除の額は段階的に縮小し、合計所得金額が（ ② ）万円を超えると、適用を受けることができなくなります」
- II 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、（ ③ ）万円です」

〈数値群〉

イ. 38 ロ. 58 ハ. 63 ニ. 800 ホ. 850 ヘ. 900 ト. 1,000
チ. 1,200 リ. 2,000

《問12》 Aさんの2021年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	給与所得の金額	7,050,000円
	総所得金額に算入される一時所得の金額	□□□円
(a)	総所得金額	(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	(②) 円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	(③) 円
(b)	所得控除の額の合計額	2,800,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	(④) 円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の社長であるAさん（73歳）の推定相続人は、妻Bさん（72歳）、長男Cさん（48歳）および長女Dさん（45歳）の3人である。Aさんは、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継させるため、その所有するX社株式を長男Cさんに贈与し、勇退することを決意している。

< X社の概要 >

(1) 業種 非鉄金属製造業

(2) 資本金等の額 5,000万円（発行済株式総数1,000,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）

(3) 株主構成

Aさん 800,000株

妻Bさん 100,000株

長男Cさん 100,000株

(4) 株式の譲渡制限 あり

※X社は、相続その他の一般承継によりX社株式を取得した者に対し、当該株式をX社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めている。

(5) 年商30億円／経常利益9,000万円／従業員数90人

※X社株式の相続税評価額の計算上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

< Aさんの主な所有財産（相続税評価額） >

現預金等 : 5,000万円（役員退職金は考慮していない）

X社株式 : 2億円

自宅敷地（330㎡） : 1,000万円（注）

自宅建物 : 1,000万円

X社本社敷地（600㎡） : 3,000万円（注）

X社本社建物 : 3,000万円

合計 3億3,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 X社株式に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「X社株式の相続税評価額は、原則として類似業種比準方式により評価されます。類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに1株当たりの配当金額、1株当たりの(①)、1株当たりの純資産価額の3つの比準要素を基に計算されます」
- II 「長男CさんにX社株式を移転する方法として、相続時精算課税制度の活用が考えられます。相続時精算課税は、2,500万円を超える金額について(②)%の税率で贈与税が課されますが、その後、X社株式の評価額が上昇しても、相続財産に計算されるX社株式の価額は贈与時の価額とされるなどのメリットがあります」
- III 「長男CさんにX社株式を移転する方法として、『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(事業承継税制の特例)』の活用が考えられます。本特例の適用を受けた場合、贈与者の死亡時まで本特例の対象となる非上場株式等の贈与に係る贈与税額の(③)の納税が猶予されます」

〈語句群〉

イ. 10 ロ. 15 ハ. 20 ニ. 売上金額 ホ. 利益金額
ヘ. 資本金等の額 ト. 3分の2 チ. 5分の4 リ. 全額

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「円滑な遺産分割のための手段として遺言の作成を検討してください。自筆証書遺言については、法務局における保管制度がありますが、当該制度を利用するためには証人2人以上の立会いが必要です」
- ② 「納税資金の確保を目的として、契約者(=保険料負担者)および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を長男Cさんとする終身保険に加入することも検討事項の1つです。長男Cさんが受け取る死亡保険金は、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで最大1,500万円が非課税となります」
- ③ 「長男CさんがX社本社敷地を相続により取得し、特定同族会社事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、X社本社敷地は400㎡までを限度面積として、評価額の80%相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができます」

《問15》 現時点（2022年1月23日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は3億3,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	3億3,000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 (a) - (b)	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	(②) 万円
長男Cさん	□□□万円
長女Dさん	(③) 万円
(c) 相続税の総額	(④) 万円

<資料> 相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円